

令和2年4月4日

学園全学生・関係教職員 各位

【重要】サークル等課外活動による学内施設等の利用禁止について（4月4日付け）

学習支援センター

新型コロナウイルス感染の影響拡大および3月23日以降より報道されています青森県下および青森市内での罹患報告を鑑み、学園に籍を置く全学生および関係教職員に対し、下記の通り決定し連絡しますので確認してください。

1. サークル等課外活動による学内施設等の利用禁止

下記施設について、期限を定めず利用を禁止または制限しますので厳守してください。

【サークル等課外活動による利用の全面禁止 ※1】

サークル共用室 211、212、213、トレーニングルーム、ダンスルーム、
10号館（第二体育館）ミーティングルーム 1、2

【サークル等課外活動全般による許可を得ない利用の禁止 ※2】

541教室、921教室

【複数人（2人以上）での立ち入りと利用の禁止】

学生会室 214、215、2号館1階のサークル用具室全室、3号館男女更衣室、
サークル室 3-1～9 全室、10号館（第二体育館）男女更衣室、
野球場・サッカー場の部室及び更衣室

※1 利用および立ち入りについて、人数および方法に関わらず利用の禁止。

※2 利用にあたり新型コロナウイルス防止対策を提出し承認された場合に利用できます。
まずは不要不急の利用の自粛について慎重に検討し、利用する場合は学習支援センターまで問い合わせてください。

2. その他について

- ・ 上記のほか、カフェテリア・プラスC・フリースペース・2号館1階サロン・こぶし会館談話室や、その他、各建物のロビー等などについても、食事や談話などで利用の際には 1.座席は間隔を空ける 2.咳エチケットに注意するなど、新型コロナウイルス感染対策に留意し、自衛をおこなってください。
- ・ 今般の連絡に反したことが認められた場合、その学生団体等の活動の中止を勧告する場合があります。
- ・ 不明な点については学習支援センターまでお問い合わせください。

以上